

第 12 章

不 服 申 立 て

[法第50条]

第12章 不服申立て

〔 法第50条、第51条、第52条 〕
行政不服審査法

(不服申立て)

第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から2月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。

第51条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法第22条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

1 不服申立て

(1) 不服申立ての種類

不服申立ては、行政庁の「処分」または「不作為」について行うものにあつては「審査請求又は異議申立て」とし、審査請求の裁決を経た後さらに行うものは「再審査請求」とする。

審査請求は、処分をした行政庁（「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（「不作為庁」という。）以外の行政庁に対して行う。

異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してする。

(2) 処分についての審査請求

「処分」とは、いわゆる行政処分（許可、認可等）のほか公権力の行使にあたる事実上の行為を含む。

ア 法第29条第1項若しくは第2項（開発許可）

イ 法第35条の2（変更の許可等）

ウ 法第41条第2項ただし書（形態制限の例外許可）

エ 法第42条第1項ただし書（予定建築物等制限の許可）

オ 法第43条第1項（市街化調整区域内建築物等の許可）

の規定に基づく許可又は不許可の処分及び

カ これからの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は開発審査会に対して行うこととされている

上記以外の処分、例えば

キ 法第37条第1号に規定する承認、不承認

ク 法第45条に規定する承継の承認、不承認

などについての審査請求は県知事（委任した市長の処分については県知事。以下同じ。）に対して行うことになる。

「処分」についての異議申立てはできない。

(3) 不作為についての異議申立て

「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他の公権力の行使に当たる行為をなすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

行政庁の不作為については、当該不作為にかかる処分その他の行為の申請者は、異議申立てを行うか、開発審査会又は県知事に対して審査請求を行うか、いずれかを選ぶことができる。

審査請求の相手方の区分については、(2)のアからオまでの規定にかかる不作為については開発審査会であり、それ以外は県知事である。

2 手 続

(1) 不服申立人

不服申立てをすることができるのは、処分により不利益を被むる個人もしくは法人（当該処分の対象者はもちろん、不利益を受ける第三者も含む。）及び不作為にかかる処分その他の行為を申請した個人若しくは法人である。

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で不服申立てをすることができる。

多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる。共同不服申立て人が総代を互選しない場合必要があるときは、審査庁は総代の互選を命じることができる。

また、代理人によって不服申立てができ、代理人は、各自、不服申立て人のために、不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

（不服申立ての取下げだけは、特別に委任を必要とする。）

(2) 書 面

不服申立ては書面を提出しなければならない。審査請求のときには正副2通、異議申立ての場合は1通である。

ア 処分についての審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

(ア) 審査請求人の氏名及び年齢、又は名称並びに住所

(イ) 審査請求に係る処分

(ウ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

(エ) 審査請求の趣旨及び理由

(オ) 処分庁の教示の有無及びその内容（審査請求のできること、審査庁などの教示。）

(カ) 審査請求の年月日

(キ) 審査請求が

法人のとき _____ 代 表 者

法人でない社団又は財団のとき _____ 代表者又は管理人

総代を互選したとき _____ 総 代

代理人によって審査請求するとき _____ 代 理 人

の住所及び氏名

(ク) 審査請求人（代表者、管理人、総代、代理人）の押印

イ 不作為についての異議申立書又は審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

- (ア) 異議申立て人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- (イ) 当該不作為にかかる処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
- (ウ) 異議申立て又は審査請求の年月日
- (エ) 前ア(キ)と同じ
- (オ) 前ア(ク)と同じ

ウ 審査請求又は異議申立てが不適法であって補正するものであるときには、審査庁は相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

(3) 審査請求と裁決

ア 請求期限

処分についての審査請求は、天災その他やむを得ないときを除いて、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。また処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは請求することができない。請求書を郵送したときの期間の計算については、郵送に要した日数は算入しない。

不作為についての審査請求については、当然期限の定めがない。この場合は、特に処分の期限を定めていない本法の規定から、不作為に該当するか否かの判断を要する。

イ 弁明書及び反論書

審査庁は、審査請求を受理したときは、請求書の副本を処分庁に送付し、相当の期間を定めて弁明書（2通）の提出を求めることができ、弁明書が提出されたときは、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

審査請求人には、弁明書の送付を受けたときは、反論書を提出できる。このとき提出期限を定められたときはその期限内に提出しなければならない。

ウ 審 理

開発審理会は、審査請求の裁決を行う場合には必ず、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行ななければならない。

その他の場合には、審査請求の審理は原則として書面による。ただし、請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

処分についての審査請求には、利害関係人は、審査庁の許可を得て参加人として審査請求に参加することができる。審査庁は、必要なときは利害関係人に対し、参加人として参加を求めることができる。

審査に当っては、審査請求人又は参加人による証拠書類又は証拠物の提出並びに申立て又は職権による参考人の陳述又は鑑定、物件の提出又は留置並びに必要な場所の検証などを行うことができる。また、審査庁は、必要と認めれば、その庁の職員に、請求人の意見の陳述を聞かせたり、参考人の陳述を聞かせたり、職場の検証などを行わせることができる。

エ 裁 決

開発審査会は、審査請求を受理したときは、受理した日から2箇月以内に裁決をしなければならない。その他の審査庁は特に期限の規定はない。

処分についての審査請求の裁決は次による。

- (ア) 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときなど不適法であるときは、裁決で請求を却下する。（不適法であるときは、受理前にその旨説得することが望ましい。）
- (イ) 審査請求の理由のないときは、裁決で、請求を棄却する。
- (ウ) 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、裁決で、当該処分の全部又は一部を取消す。

(エ) 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤回すべきことを命ずるとともに裁決で、その旨を宣言する。

(オ) (ウ)(エ)の場合、審査庁が処分庁の上級行政庁であるとき（市長に対する知事）審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに、裁決でのその旨を宣言することもできる。ただし、請求人の不利益になる変更はできない。

(カ) 処分が違法又は不当であるが、これを取消し撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合、請求人の損害の程度、損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分の取消し又は撤回することが公共の福祉に適合しないと考えられるときは棄却することができる。この場合には、裁決で処分の違法又は不当である旨を宣言しなければならない。

不作為行為についての審査請求の裁決は次による。

(ア) 審査請求が不適當のときは裁決裁決で却下する。

(イ) 審査請求が理由がないときは、裁決で棄却する。

(ウ) 審査請求が理由があるときは、不作為庁に対し速やかに申請に対する何らかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

オ 異議申立てと決定

不作為についての異議申立てがあったときは、不作為庁は次の措置をとる。

(ア) 不作為についての異議申立てが不適法であるときは、不作為庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

(イ) (ア)の場合を除いて、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあった日の翌日から起算して20日以内に、申請に対して何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

3 再審査請求

開発審査会の裁決に不服のある者は、県知事に対して審査請求をすることができる。

再審査請求は、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

4 審査請求と訴訟

法第50条第1項に規定する処分（本章1-(2)アからオまでの処分）の取消しの訴えは、その処分についての審査請求についての開発審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない。

上記以外の処分の取消しの訴えはこの限りでない。

なお、法第51条の規定によって公害等調整委員会に裁定を申請することができる事項に関する訴えについても、この限りでない。

5 不服申立ての特例

法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2、第42条第1項ただし書き又は第43条第1項の規定による許可、不許可の処分に関し、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関する事項で理由として行なわれる不服申立てについては、その理由の当否の判断については、これら鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会が行うことが適当であると考えられるので、同委員会に対して裁定の申請をすべきであるとしている。

具体的には、例えば市街化調整区域内において鉱業権者から法第34条第2号に該当するとして開発許可申請があったとき、鉱物資源の有効利用上その必要がないとして不許可処分をした場合に、当該鉱業を営むについて必要不可欠であるとして審査請求を行う場合などが考えられる。